

さ情審査答申第158号  
平成30年7月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年11月2日付けで貴職から受けた、「平成28年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接見面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月6日付け南健福第894号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

福祉課長に対して接見を申し出ていたが拒否で有りその事を文章で記録を残して下さいと話して開示請求した処不開示決定となった。

記録を残して下さいと言ったのだから残っているはずである。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、以下のように説明している。

審査請求人より課長に接見の希望があった際、まずは担当者が要件を伺

ったうえ、日程等の調整を行ったが、面談の実施ができなかった。

後日、その時の記録の開示を求めて個人情報開示請求書が提出された。この請求に対して、審査請求人は、記録しておくように言ったのだから記録されているはずだと主張しているが、実施機関としては特段記録が必要であるという判断はなかったため、記録を作成しておらず、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象個人情報、審査請求人が開示請求を行った「平成28年度の福祉課係長の件に関して上司の参事・課長に対して接见面談を申し入れたが拒否されたので部下の職員に文章で開示するよう申し出ている件」であり、審査請求書によると、具体的には、接见面談を拒否されたときの記録のことである。

審査請求人は平成29年9月26日に当該個人情報開示請求を行い、同年10月6日に文書不存在による不開示決定という本件処分を受けている。

##### 2 本件処分の当否について

審査請求人は本件対象個人情報について、実施機関の担当課職員に自らの来課及び担当課長との接见面談が出来なかったことの記録を残すことを直接伝えたので、その記録があるはずとして開示請求をしたが、文書不存在による個人情報不開示決定処分とされたことから審査請求を行った。

実施機関は、担当課職員が審査請求人の来課及び記録を残すことを審査請求人から直接聞いたことは否定しないが、担当課ではその上司である担当課長の判断を経て記録は残していない。

一般的に、担当課がその所掌する事務において、日常的に行う業務の記録を残すか否かは、その時々合理的な判断に委ねられるのが実際である。

当審査会では、審査請求人の陳述を聴き、実施機関の弁明書を見分したが、本件対象個人情報となる記録を作成していないとする実施機関の主張に不自然な点はなく、他に本件対象個人情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、実施機関の文書不存在を理由とする個人情報不開示の判断は妥当である。

##### 3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月15日	諮問の受理（諮問第483号）
②	平成30年 1月25日	審議
③	同 年 6月21日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年 7月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)